

様式第1号

埼玉県道路公社建設工事請負一般競争入札(事後審査型)公告

皆野寄居有料道路 舗装修繕工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社会計規程第90条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)要綱の規定によるものとする。

令和6年 9月13日

埼玉県道路公社理事長 山科 昭宏

記

1 入札対象工事					
(1) 工事名	皆野寄居有料道路 舗装修繕工事				
(2) 工事場所	一般国道140号/秩父郡皆野町大字下田野地内				
(3) 工事期間	契約確定の日から令和7年 3月14日まで				
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。				
(5) 工事概要	<p>工事内容</p> <p>本線部工事 延長 L=298.0m 平均幅員 W=7.5m</p> <p>路面切削工 路面切削(t=10cm) A=2520.0m² オーバーレイ工 表層(t= 5cm) A=2520.0m² 基層(t= 5cm) A=2520.0m²</p> <p>区画線工 1式</p>				
(6) 業種名及び工事分類名	<table border="1"> <tr> <td>業種名</td> <td>舗装工事業</td> <td>工事分類名</td> <td>舗装工事</td> </tr> </table>	業種名	舗装工事業	工事分類名	舗装工事
業種名	舗装工事業	工事分類名	舗装工事		
2 落札者の決定方法	<p>本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)試行要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。なお、入札参加資格審査に必要な資料の提出方法について、本件は郵送による提出を可能とする。</p> <p>(1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。</p> <p>(2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。</p> <p>(3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p>				
3 入札手続きの方法	本件入札は、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)要綱の規定による。				
4 設計図書等	<p>設計図書及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、以下により提供する。</p> <p>(1) 埼玉県道路公社ホームページ(https://www.tollroad-saitama.or.jp/)の入札情報に掲載。</p>				
5 競争参加資格確認申請書の提出	令和6年9月13日(金)から 令和6年10月3日(木)まで				

	<p>入札参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書(様式第1号)を郵送にて埼玉県道路公社企画担当に提出すること。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照)提出書類が期日までに到着したものを提出とみなす。</p> <p>なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。</p> <p>また、郵送事故等による未到着の場合、入札参加を希望しないものとみなす。</p>
6 設計図書等に関する質問	<p>令和6年9月13日(金)から 令和6年9月24日(火)16時00分まで</p> <p>設計図書等に関して質問がある場合は、質問書(参考様式第3号)を埼玉県道路公社本社企画担当に電子メールにて提出すること。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照)</p> <p>質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。</p> <p>なお、埼玉県道路公社の電子メールシステムの不具合など埼玉県道路公社の責任によらない理由で期日までに提出が確認できない質問や質問期間外の質問は、受付けないものとする</p>
7 質問に対する回答	<p>令和6年9月27日(金)17時00分</p> <p>質問に対する回答は、上記に示す日時までに埼玉県道路公社ホームページの入札情報に掲載する。</p> <p>入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。</p> <p>なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。</p> <p>また、入札参加者から質問がない場合でも道路公社ホームページの入札情報において発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。</p>
8 入札書の提出期間	<p>(1)提出方法 入札書は、郵送にて提出を行う。(別紙「郵送・電子メールによる入札方法」参照)</p> <p>なお、郵送に係る費用は入札参加を希望する者の負担とする。</p> <p>また、郵送事故等による未到着の場合や到着が提出期日を過ぎた場合、入札に参加しないものとみなす。</p> <p>(2)提出期間 令和6年10月3日(木)17時まで(必着)</p>
9 開札日時	令和6年10月4日(金)10時00分
10 入札に参加できる者の形態	単体企業
11 入札に参加する者に必要な資格	
(1)建設業の許可	<p>舗装工事業</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。</p>
(2)資格者名簿への登載	<p>令和5・6年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(建設工事)(以下「資格者名簿」という。)に、上記「(1)建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者については、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。</p>

(3) 工事成績	業種	舗装工事業	点数	65点以上
	<p>令和4年度及び令和5年度に完成した埼玉県発注工事のうち、上に示す業種の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても上に示す点数以上の者であること。</p> <p>ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。</p>			
(4) 所在地	営業所等所在地	秩父県土整備事務所又は熊谷県土整備事務所管内		
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」が上に示す所在地にあること。			
(5) 格付等	「資格者名簿」の舗装工事業の格付が、A級又はB級である者。			
(6) 施工実績	国又は地方公共団体等との請負契約			
	現道のアスファルト舗装工を含む1回の契約金額(特定企業体による契約にあっては、出資比率に基づく相当額とする。)が2千万円以上の工事			
	<p>契約の締結日にかかわらず平成26年4月1日以降公告日までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む)又は地方公共団体(地方自治法施行令第140条の7に定める監査の対象となる埼玉県が出資する法人を含む)との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。</p> <p>なお、上記の施工実績は、資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」又は「営業所」以外の営業所等の実績も認める。</p> <p>なお、特定企業体による請負の施工実績については、契約金額は出資比率相当額(特定企業体の出資比率を契約金額に乗じたもの。)とする。</p> <p>JV構成員の契約額=JV契約額×出資割合</p>			
(7) 配置予定の技術者	資格	建設業法に規定された資格		
	経験	-		
	<p>ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。</p> <p>エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。</p> <p>カ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認める。</p>			
(8) 現場代理人	<p>受注者は、工事着手日について契約締結後に発注者と協議することができる。</p> <p>本工事は「現場代理人及び現場責任者の常駐規定の緩和について」により、常駐を要する期間において常駐規定を緩和する。ただし、具体的期間は契約締結後に発注者と受注者が協議し、発注者から</p>			

	指示する。 (ア)工事(現場における準備行為を含む。)に着手するまでの期間 (イ)工場製作を含む工事で工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間
(9)その他の参加資格	<p>ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>エ 舗装工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負代金額が5百万円(建築一式工事にあつては1千5百万円)未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。</p> <p>オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(「資本関係又は人的関係がある者(「同族企業」という。)同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。)</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>ク 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。 なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。</p> <p>ケ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)第1条に規定する法人を含む。)、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。</p> <p>コ 本件入札の公告日から入札書の提出日までに埼玉県電子入札共同システムに利用登録されている者であること。</p>
12 最低制限価格	設定する。
13 入札保証金	免除する。
14 契約保証金	(1) 落札者は契約金額の10分の1以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない

	<p>い。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあつては、保証金額)と同額とする。</p> <p>ア 利付国債</p> <p>イ 埼玉県債</p> <p>ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者</p> <p>イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他理事長が指定する金融機関と埼玉県道路公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
15 支払条件	
(1)前金払	する(その額は契約金額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)
(2)中間前金払	しない。
(3)部分払	する。
16 現場説明会	開催しない。
17 入札に関する注意事項	
(1)入札の執行	<p>ア 競争参加資格確認申請書を提出した者であっても、開札日時時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。</p> <p>イ 1者入札であっても入札を執行する。</p>
(2)入札書に記載する金額	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3)提出書類	<p>ア 発注者が様式を指定した入札書及び入札金額見積内訳書(必要事項を記入したもの)を提出すること。</p> <p>イ 再度入札に参加する者は再度入札用の入札書及び入札金額見積内訳書も提出すること。</p> <p>ウ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。</p>
(4)入札回数	<p>ア 再度入札は3回までとする。ただし、各回の再度入札の状況により、それ以降の再度入札を執行しない場合がある。</p> <p>イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。</p> <p>ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加するこ</p>

	とができない。
(5)不調時の取り扱い	<p>ア 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者(以下「落札候補者」という。)がない場合は、随意契約によることができるものとする。</p> <p>イ 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。</p> <p>ウ 随意契約の相手方とすることができる者は、再度入札に参加した者とする。この場合、再度入札において無効の入札をした者は、随意契約の相手方とすることができない。</p>
(6)入札の辞退	<p>入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。</p> <p>ア 入札執行前にあっては、入札辞退届けを提出させる。</p> <p>イ 入札執行中にあっては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。</p>
(7)独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
(8)くじ	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
(9)入札の無効	<p>次のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格を満たしていない者がした入札</p> <p>イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札</p> <p>ウ 所定の入札保証金を納付しない者がした入札又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札</p> <p>エ 本公告及び埼玉県道路公社が指定しない方法により入札書を提出した者がした入札</p> <p>カ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>キ 談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>ク 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札</p> <p>ケ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札</p> <p>コ やむを得ず紙入札とした場合で、次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>(ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの</p> <p>サ その他公告に示す事項に反した者がした入札</p>
18 その他	<p>(1) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加者心得を熟知の上、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札(事後審査型)要綱に基づき入札に参加すること。</p> <p>(2) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。</p>

	<p>(3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。</p> <p>(4) 入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、埼玉県建設工事の入札・契約の過程及び入札参加停止措置等に関する不服対応要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。</p> <p>(5) 入札参加者は、(4)に定めること以外に、入札後、この公告、設計図書等(質問回答書を含む)、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(6) 落札者との契約は、埼玉県建設工事標準請負契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して入札に参加すること。 なお、契約約款は埼玉県のホームページ(入札課)に掲載している。</p>
<p>19 この公告に関する問い合わせ先</p>	<p>〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号 埼玉県道路公社 総務担当 電話 048-822-8073 ファクシミリ 048-822-8082 メールアドレス road@tollroad-saitama.or.jp</p>